

ワークショップ参加同意書

ご参加いただく方は下記の参加規則をお読みいただき、裏面の最後にご署名をお願いいたします。

第1条（定義）

本規則は、タオゼン・ジャパン株式会社（以下「会社」という）が開催するワークショップおよびスクール（以下「本ワークショップ」という）に参加を希望される方に適用します。

第2条（目的）

本ワークショップは、心身の育成、健康維持、健康増進および参加者相互の親睦ならびに健やかな社会への振興を図ることを目的とします。

第3条（秘密保持義務）

本ワークショップで実施するいかなるプログラムと内容の知的財産権は、本会社に属し、参加者は許可なく第三者に営利目的で開示することはできません。

第4条（秘密保持義務禁止事項）

- （1） 今後に類似の講座やスクールを運営および経営すること。
- （2） 本ワークショップで知り得た内容を営利目的で出版およびインターネットを通じて公表すること。
- （3） 本ワークショップで使用されるプログラム名称、本会社名称、本会社従業員名を、営利目的で使用すること。
- （4） 本ワークショップにてビデオ撮影、写真撮影、録音をすること

第5条（参加資格）

1. 本ワークショップの参加資格は、以下のとおりとし、本ワークショップに参加いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。
 - （1） 本規則に同意いただいた方。
 - （2） 参加に際して自己の健康になんら問題がないことを確認しており自己の責任下において無理のない行動をする方。
 - （3） 過去に本会社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された原因が改善される等の場合で、再参加資格を認めることがあります。
2. 参加者は、会社に対し、現在または将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力（以下、反社会的勢力等という）に該当しないことを保証します。

第6条（個人情報保護）

1. 会社は、会社の保有する参加者の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
2. 参加者は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることによって参加者または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第7条（諸費用）

一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第8条（参加者禁止事項）

参加者は、本ワークショップ内および本ワークショップ近隣地域にて次の行為をしてはけません。

- （1） 他の参加者を含む第三者（以下「他の方」という）に物販や講座参加等を営利目的で勧誘をすること。
- （2） 他の参加者を含む第三者（以下「他の方」という）や施設スタッフ、本ワークショップ、会社を誹謗、中傷すること。
- （3） 物を投げる、壊す、叩く、大声をだすなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- （4） 本ワークショップの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- （5） 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- （6） 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- （7） 金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- （8） 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- （9） 本ワークショップ内の秩序を乱す行為。
- （10） その他、会社が本ワークショップ参加者としてふさわしくないと認める行為。

第9条（損害賠償責任免責）

1. 参加者が本ワークショップの諸施設の利用中、参加者自身が受けた健康を含むあらゆる損害に対して、会社は、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 参加者同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、一切関与いたしません。

第10条（参加者の損害賠償責任）

1. 参加者が本ワークショップの諸施設の利用中、参加者の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その参加者が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、参加者は、当該ビジターと連帯して責を負うものとします。
2. 参加者が秘密保持義務に違反して秘密情報を漏洩した場合には、会社はその違反行為の差止め及び原状回復を請求及び、損害賠償の請求をすることができます。

第11条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の閉鎖、もしくは休業をすることができます。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、参加者の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が参加者に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。

- (4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第12条（管轄裁判所）

本件に関する紛争に付いては、本会社の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

【個人情報の取扱いについて】

1. 個人情報を取得し利用する事業者の名称
個人情報を取得し利用する事業者の名称は「タオゼン・ジャパン株式会社」です。以降「当社」といいます。
2. 個人情報の保護管理者
取得した個人情報の保護管理者は「タオゼン・ジャパン株式会社 個人情報保護管理責任者」です。
3. 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、ご参加手続きに関する業務、担当者からのご連絡、資料の送付、および、社内資料作成のために利用し、その他の目的には利用しません。
4. 個人情報の委託について
当社は、利用の目的において必要な場合、個人情報を第三者に委託することがございます。委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け、監督いたします。
5. 個人情報の削除について
取得した個人情報について、利用の目的を終了し、一定期間が過ぎました後、削除させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

私は上記に定める規則を確認致しました。規則事項に遵守することに同意し、ワークショップおよびスクールに参加することを誓約します。

平成 年 月 日

本人署名